

令和元年第1回網走市総合教育会議議事録

1. 開催日時 令和元年11月12日（火）
開会 10時20分
閉会 11時00分
2. 開催場所 議会委員会室
3. 協議事項
 - (1) 網走市教育大綱について
 - (2) 網走市いじめ防止基本方針について
 - (3) 学校における「いじめ」「不登校」の現状について
4. 出席委員
網走市長 水谷 洋 一
網走市教育委員会
教育長 三島 正 昭
委員 富永 雄 一（教育長職務代理者）
委員 中山 真 弓
委員 益村 公 人
委員 伊藤 亮 人
5. 会議に出席した事務局職員
企画総務部長 岩永 雅 浩
学校教育部長 林 幸 一
社会教育部長 猪股 淳 一
学校教育部次長 大西 篤
社会教育部次長 岩本 博 隆
学校教育課長 小松 広 典
社会教育課長 吉村 学
スポーツ課長 阿部 昌 和
図書館長 本橋 洋 樹
博物館長 米村 衛
美術館長 古道谷 朝 生
学校教育課庶務係長 松原 幸信
6. 傍聴者 なし
報道機関 1社1名 北海道新聞社
7. 議事の経過 別紙のとおり

林学校教育部長	定刻になりましたので、ただ今から令和元年度第1回網走市総合教育会議を開会いたします。開会にあたり、水谷市長から挨拶があります。
水谷市長	開会あいさつ
林学校教育部長	この後の議事の進行につきましては、網走市総合教育会議設置要綱より「議事の進行は市長をもって充てる」とありますので、水谷市長にお願いします。
水谷市長	それでは、協議事項（1）「網走市教育大綱について」を事務局から説明願います。尚、説明は、着席のままで結構です。
小松学校教育課長	協議事項（1）「網走市教育大綱（案）について」ご説明申し上げます。 網走市教育大綱の策定につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められており、教育の振興に関する総合的な施策について、「その目標」や、「施策の根本となる方針」を定めるもので、「教育行政における地域住民の意向を、より一層反映させる」と言う観点から、大綱は首長が策定するものと位置づけられているところでございます。 現行の教育大綱につきましては、教育委員会制度の改正がありました平成27年度から平成30年度までの期間となっております。終わりの時期については、個別の教育計画に合わせたものであります。このほど、次期の網走市教育大綱（案）が纏まりましたので、その内容について、ご協議いただきたいと思います。 お手元の大綱（案）、1ページ目に策定にあたっての経緯と大綱の位置付け、関連計画などとの整理と期間を、2ページ目に網走市の教育目標、3ページから5ページに学校教育における基本目標と基本的な考え方、6ページから8ページには、社会教育における基本目標と基本的な考え方を記載しております。学校教育・社会教育における基本目標・基本的な考え方につきましては、2019-2028年度を期間とする学校教育基本計画・社会教育長期計画に定めております項目を基本としております。ご協議をいただき、市議会へ報告の後、市のホームページなどで市民へ周知することで考えております。網走市教育大綱（案）についての説明は以上のとおりでございます。
水谷市長	ただ今、事務局の方より協議事項（1）につきまして説明いただきました。ご意見、ご質問等いただければと思います。
三島教育長	網走市の総合計画がH30に決まり、学校教育計画、社会教育長期計画も策定され、学校教育計画では、「生きる力をもち、明日をひらく子どもを育成」「地域全体でともに歩み、築く、より魅力と信頼のある学校の実現」を基本目標とし、7つの施策により大綱を作成いたしました。また、社会教育

長期計画では、社会教育は、学びを通じて市民の「幸せに暮らしたい、安心して暮らしたい」の気持ちに応えるための14項目により作成した内容となっております。この大綱が決定されれば、皆さんのご協力のもと、様々な施策を実施していきたいと思っております。

益村委員 本年は、ラグビーワールドカップの日本代表チーム合宿もあり、大綱でも合宿誘致についても触れられておりますが、非常に良いことと思っております。これとともに、現在も一流選手と子供たちのふれあいは行われていると思っておりますが、今後、更に機会が増える事を期待いたします。

水谷市長 現在の実態と今後の見通し等を社会教育の方より説明願います。

猪股社会教育部長 これまでも各チームと協議しながら、可能な範囲で行ってりましたが、時間の制約やチーム事情等も考慮し、大規模には行えておりません。引き続き少しでも多くの学校に声掛けできますように続けていきたいと思っております。

水谷市長 日本サッカー協会と協定事業についても説明をお願いします。

猪股社会教育部長 現在、日本サッカー協会と協定を結び、年に2クール3日間ずつ、オリンピック出場選手等の一流アスリート選手の講演と実演により子供たちとのふれあいを行っております。小学校5年生を対象にしております。実技に1時間、講座に1時間といった感じで実施しております。子供たちの人生の糧になっていただければと思っております。

三島教育長 一流選手とふれあいにより、夢の実現について考えてもらいたい。
今期は、小学校では「夢先生事業」として、水泳の松田選手、中学校には、「夢育事業」として、柔道の杉本選手がそれぞれ来網されます。

水谷市長 合宿選手のみならず、こういった企画を利用し、子供たちと一流選手が触れ合えることは、非常に有意義と思います。

益村委員 成功者の体験談を聞くことは、非常に良い機会だと思いますので、続けていただければ、ありがたいです。

水谷市長 それでは、協議事項1「網走市教育大綱（案）について」は、これでよろしいでしょうか。（「よろしいです」との声。）
次に協議事項（2）「網走市いじめ防止基本方針について」を事務局から説明をお願いします。

協議事項（２）「網走市いじめ防止基本方針（案）について」ご説明申し上げます。この、いじめ防止基本方針の元となる、いじめ防止対策推進法は平成 24 年滋賀県大津市の自殺事案を機に「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する」ため、平成 25 年に施行されたもの以降、「具体的ないじめの態様」や「特に配慮が必要な児童生徒」など、国の基本方針において、社会変化に合わせ具体的な改定が行われているところです。法では、国の基本方針を参考に、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましい。とされているところでございますが、当市においても、市民に対していじめ防止への共通認識を普及推進すること。また万が一、自殺企図などの重大事態が発生した場合への対応を迅速かつ確実にするという、大きく 2 つの目的から、網走市いじめ防止基本方針（案）を纏めましたので、その内容についてご協議いただきたいと思います。お手元の基本方針（案）をご覧くださいと存じます。表紙をめくっていただき、目次で全体の構成を説明させていただきます。

基本方針(案)は、大きく 3 つに分けて構成されており、

1 つ目は、いじめ防止対策の基本的な方向性

2 つ目は、いじめ防止のための施策を「市」と「学校」に分けて示し、

3 つ目に、重大事態が起きた場合の対処について示しております。

まず、1 ページからの第 1「基本方針の方向」についてですが、1 の基本理念として、いじめ防止のための対策は、「学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とし、」「認識しながら放置することのないよう児童等の理解を深め、」「受けた児童等を保護することが重要で、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者連携の下、問題を克服すること」と法に定められております。2 のいじめの定義は、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとし、「具体的ないじめの態様」についても示しています。続く 2 ページでは、「いじめの防止」「早期発見」「対処」「家庭や地域との連携」「関係機関との連携」の項目ごとにいじめ防止の基本的な考え方を記載しております。3 ページからの、第 2「いじめ防止等のための対策の内容に関する事項」では、「市」と「学校」が、それぞれが取るべき施策について示し、「市」が実施すべき施策として「いじめ防止のための方策」「早期発見のための方策」「対処するための方策」「組織の設置」「教職員の資質能力の向上」「啓発活動」「学校評価」の項目ごとに具体的な対策を記載し、この取り組みが実効性の高いものとなるよう、点検し、必要に応じて見直すこととしています。この中で、組織の設置について説明させていただきます。基本方針(案)では、5 つの組織を設置することとしておりますが、市の施策として謳われております 4 ページ(5)の 2 つの組織のうち、「いじめ問題等対策連絡協議会」につきましては、関係機関との連携を目的に学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察署、その他関係者で構成し、法においては条例で定めることにより設置する組織でございます。「いじめ問題専門委員会」は、いじめ

防止等のための対策を実効的に行うために設置する教育委員会の附属機関で、法律、医療、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者、その他学識経験者で構成します。残りの3つの組織につきましては、その都度説明させていただきます。5ページからは、学校が実施すべき施策として、「学校いじめ防止基本方針の策定」「学校に設置する組織」「いじめの防止」「早期発見」「いじめの対処」「いじめの解消」の項目ごとに学校の対応についてより具体的な内容となっておりますが、「学校いじめ防止基本方針の策定」「学校に設置する組織」については、法により義務化されているもので、市内の各小中学校においては対応済みです。続いて8ページの第3「重大事態への対処」について説明させていただきます。重大事態とは、一つ目が児童等の「生命、身体又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められる場合で、二つ目はいじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときでございます。重大事態が発生した場合のフローについては、10ページ下部の図のとおりでございます。

- ① は学校から教育委員会へ「重大事態発生」の報告
- ② では教育委員会から市長へ「重大事態発生」の報告
- ③ は総合教育会議で「講じるべき措置についての協議」を行い、
- ④ では調査主体を学校とするか教育委員会とするか判断しますが、調査主体が教育委員会となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる場合です。
- ⑤ 調査は学校又は教育委員会で実施しますが、教育委員会で調査する場合の調査組織「いじめ問題調査委員会」は、先ほどの「いじめ問題専門委員会」委員で構成します。ただし、利害関係者は入れ替えし、客観性を保つため、必要な場合は2名まで増員できるようにします。

続いて⑥、⑦の順に調査結果を市長まで報告

- ⑧ で市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法律、医療、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者、その他学識経験者から構成される調査組織を設置し、再調査を行うこととします。また、⑨の議会への再調査結果の報告は法で定められたものであります。網走市いじめ防止基本方針（案）の内容についての説明については以上です。

三島教育長

各学校ごとのいじめ基本方針は、すでにございますが、市としてもいじめの防止、早期発見、家庭や学校等の連携について、基本方針を持つべきと考え作成いたしました。網走市においては、現在のところ重大な事件は起きておりませんが、今後、万が一発生した場合の対応として作成いたしました。

- 水谷市長 組織設置や今後のスケジュールについて説明願います。
- 小松学校教育課長 本会議で了承いただけましたら、次期第4回定例会で条例制定し、方針を作成し、順次進めていきます。
- 富永委員 近年、いじめの質も変わってきています。ネット系いじめも増え、これについての対策強化や早期発見、防止が重要と思います。
- 三島教育長 早期発見は、非常に重要であります。網走市におきましては、6、11月に全校でアンケートを実施し、結果に対する個別対応に取り組み、早期発見に取り組んでおります。
- 中山委員 インターネットパトロールの取り組み状況はいかがですか。
- 大西学校教育部次長 北海道教育委員会から学校に連絡が来るケースおよび毎月各校において担当により独自に行っているケース等があります。
- 伊藤委員 各校、生徒の利用するアプリチェックをされてるようです。ただ、各校の先生によって差はあると思います。
- 水谷市長 教員の差については、どうですか。
- 大西学校教育部次長 差はあると思いますので、現在は、差を少なくするため、検索のかけ方に関する資料配布や得意な先生の起用、学校ごとに講師を呼ぶ等、研究に努めております。また、これ以前に、普段の授業においても、インターネット利用について、児童生徒への指導を行っております。
- 伊藤委員 研究に関する情報や、悪意のあるインターネット情報など、様々な情報を集め共有していただき、市としても早期発見に向け対応を充実させていただきたいと思います。
- 水谷市長 それでは、他にないようですので、協議事項2「網走市いじめ防止基本方針（案）について」は、これでよろしいでしょうか。
（「よろしいです」との声。）
- 引き続き関連であります協議事項3「学校における「いじめ」「不登校」の現状について」をお願いします。
- 大西学校教育部次長 協議事項（3）学校における「いじめ」「不登校」の現状についてご説明申

し上げます。

はじめに、いじめの現状についてご説明いたします。別紙の資料をご覧ください。資料に記載の認知件数は、文部科学省が実施している、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で報告した件数になっております。平成30年度は、小学校で2件、中学校で17件、合計19件を認知しております。いじめの内容としましては、「冷やかしからい、悪口を言われる」「無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」等になっております。各学校においては、全校が未然防止、早期発見、早期対応に向け「学校いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員が「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る」との共通理解を図り、けんかやふざけ合いとみられる事案についても、背景にある事情に着目し、いじめに該当するか否かを判断することに努めております。教育委員会においては、いじめ根絶に向けた組織的な取組の推進について、毎月の校長会議で啓発しているほか、各学校への「いじめ撲滅看板」の設置、「網走市子ども会議」、「豊かな心を育てる小中学生の意見発表会」などの取組を行っております。

つぎに、不登校の現状についてご説明いたします。資料に記載の人数は、「いじめ」と同じ文部科学省の調査により把握した人数になっております。「不登校」の扱いにつきましては、連続または断続して年間30日以上欠席した者のうち、「病気」や「経済的理由」を除く、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者とされております。網走市においては、平成30年度に不登校として報告を受けた児童生徒は、小学校で3名、中学校で32名、合計35名となっております。1000人当たりの不登校児童生徒数は、13.6人で、全国・全道と比べると少ない状況となっております。不登校の要因としましては、「友人関係をめぐる問題」「家庭に係る状況」「学業の不振」などが挙げられております。欠席日数が30日を越えていないものの、一時的に学校を休む児童生徒や、家庭環境の問題から欠席が多くなる児童生徒がいることは、各学校からの報告によって把握しております。各学校においては、不登校になった理由や状況を的確に把握し、その児童生徒に合った支援ができるよう、「児童生徒理解・支援シート」を作成して、個別の対応を行っております。また、不登校児童生徒やその保護者が安心して相談をしたり、学習したりできるよう、スクールカウンセラーの活用や、適応指導教室との連携を図っております。教育委員会においては、学校の取組への支援や、適応指導教室の整備充実にも努めるなど、不登校児童生徒への適切な支援が一層図られるよう努めていきたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

水谷市長

件数におきまして、35名といった数字もありましたが、その辺をもう少し聞かせていただけますか。

大西学校教育部長 文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」におきましては、児童生徒数は、減少しておりますが、いじめ件数は、全国的に6年連続増加しております。北海道におきましても増加傾向にあります。これに比べ、網走は、やや少ないですが、年度によっては増える年もあり、目指すところは、ゼロとしたいと考えております。

益村委員 不登校の解消サイクルは、どうなんでしょうか。

大西学校教育部長 例えば、不登校児童が、クリオネ学級に登校し、通常学級に部分登校できるようになりといった例ですとか、中学校を卒業し、高校生になったのを機に行けるようになった子もおります。状況に合わせ、通常学級に必ずしも無理に行かせようとせず、学校が個別な対応により、児童と保護者に対するケアで改善を試みており、少しずつ成果も出てきております。

水谷市長 それでは、他になれば、本日の協議事項は全て終了いたしました。全体を通してよろしいでしょうか。 （ 「よろしいです」との声。 ）

それでは、以上をもちまして第1回網走市総合教育会議を閉会させていただきます。本日は、ありがとうございました。

【会議終了 11時00分】